

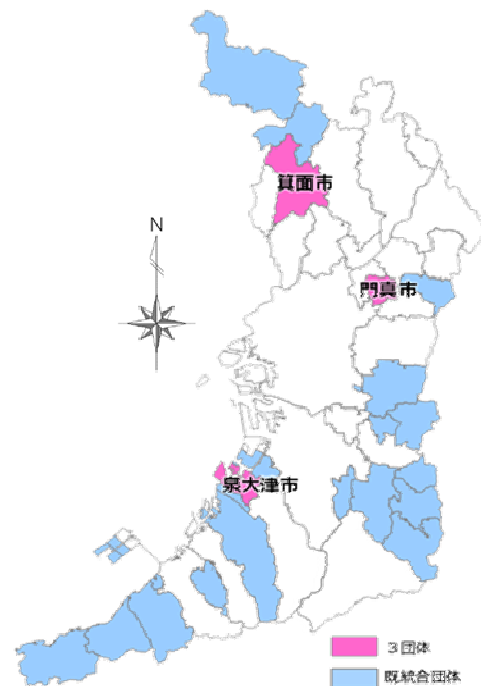
大阪広域水道企業団との統合に関する手続きとスケジュール

1 主な経緯

令和7年1月、大阪広域水道企業団（以下「企業団」といいます。）と「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結し、令和8年1月、企業団首長会議で企業団と箕面市、泉大津市、門真市の「統合案」がとりまとめられました。

2 統合に向けて必要となる手続き

- 企業団との統合にあたっては「大阪広域水道企業団規約」の変更が必要です。
- 企業団は府内の42市町村（大阪市を除く）で構成する特別地方公共団体であり、規約変更は、地方自治法に基づき42市町村全ての議会での規約変更案の可決及び42市町村間での協議が必要となります。
- 42市町村間での協議後、大阪府に規約変更許可を申請し、許可が得られた後に令和9年4月1日に規約を施行（統合）します。



【現在の統合状況】

- 既統合団体は19団体
- 今回統合を予定する3団体が加われば22団体となる。

大阪広域水道企業団との統合に関する手続きとスケジュール

3 スケジュール

令和8年2月

企業団規約変更の議案を3団体（箕面市、泉大津市、門真市）の議会に提出

令和8年3月

企業団規約変更に係る議案が3団体全ての市議会で可決

令和8年6月～

- ・ 令和8年6月～ その他39市町村の議会で審議
- ・ 令和8年8月～ 42市町村の可決をもって42市町村間で協議
企業団から大阪府へ規約変更許可申請
大阪府が規約変更許可

今ココ

令和9年4月

大阪広域水道企業団（仮称）箕面水道センターとして事業開始